

区民と区長の タウンミーティング

企画係／4階
☎(3228)8987 FAX(3228)5476
✉kikaku@city.tokyo-nakano.lg.jp

10月の
開催予定

テーマ・日時・会場

- ①中野駅周辺のまちづくり
19日(火)午後2時30分から ☆先着50人
区役所7階会議室
- ②若者の居場所づくり
25日(月)午後2時30分から ☆先着15人
上高田区民活動センター(上高田2-11-1)
☆10月6日～各開催日の5日前に電子申請か、電話、
電子メール、ファクスまたは直接、企画係へ。要約筆
記・**手**・**保**希望の方は、各開催日の7日前までにあ
わせて申し込みを。**住**住所、氏名とふりがな、電話番号、
メールアドレス、要約筆記・**手**はその旨、**保**はお子
さんの氏名とふりがな、月年齢

子育て家庭と区長の タウンミーティング

子ども政策調整係／5階
☎(3228)3262 FAX(3228)5679

子育て
カフェ

- 対象** 区内で子育て中の保護者
- 日時** 10月22日(金)午前10時30分～11時30分
- 会場** 宮の台児童館(本町4-8-16)
☆お子さんと一緒に参加可。当日直接会場へ。先着
20人程度。午前10時～10時20分には、図書館職員
による絵本の読み聞かせもあります



▲過去の開催の様子

中野区議会 第3回定例会 10月15日(金)まで開会中

区議会事務局／3階 ☎(3228)5585 FAX(3228)5693

会議日程

本会議 = 10月15日、常任委員会 = 10月6日～8日、
特別委員会 = 10月11日～13日
☆どなたでも傍聴できます。日程は、変わることがあ
ります
開会 午後1時から

10月11日～20日 全国地域安全運動

中野警察署 ☎(5925)0110
野方警察署 ☎(3386)0110

安全で安心して暮らせるまちを実現するため、地
域団体が防犯パトロールなどを行います。ご協力を
お願いします。

10月22日～31日は 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

自転車対策係／8階
☎(3228)5561 FAX(3228)5675

放置自転車は、緊急車両や災害時避難の通行を妨
げる危険な障害物となります。自転車は自転車駐
車場に置きましょう。
放置自転車のない安全で住みよいまちにするため
に、ご協力をお願いします。

安全で安心して歩ける道路環境を つくりましょう

道路監察係／8階
☎(3228)5527 FAX(3228)5674

道路上での次の行為は、道路法・道路交通法・屋外
広告物法で禁止されています。街の景観を損ねるだけ
でなく、車両や歩行者、特に障害のある方や高齢者にと
って危険なのでやめましょう。ご協力をお願いします。

禁止事項

- ×看板やテーブルを置く
 - ×商品を陳列する
 - ×貼り紙や自立式の広告などを設置する
- ☆区は、貼り紙や立て看板などを発見した場合、屋外
広告物法に基づき、すぐに撤去します

区報読者アンケートの結果がまとまりました

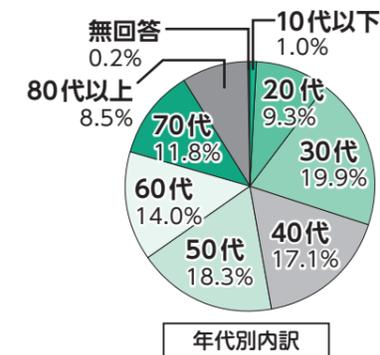
広報係／4階
☎(3228)8805 FAX(3228)5645



◀集計結果は区報から
ご覧になれます

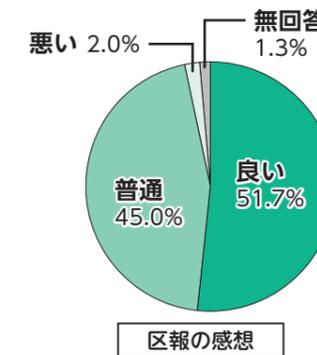
「なかの区報」7月5日号で実施した読者アンケートでは602人の方から
回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。

幅広い年代が回答



中でも30代から50代の
回答が合計55.3%と、半数
以上を占めました。

区報を「良い」と思う方が半数超



51.7%の方が区報の感想を「良
い」と回答。一方、昨年8.3%であ
った「悪い」という感想は、2.0%ま
で減少しました。

さまざまな意見・感想を いただきました

- ・見やすくスッキリした紙面
- ・巻頭特集で紹介される活動に
勇気もらっている
- ・区民として参加し、役立てるよ
うな情報がほしい

この他にも、多くの意見をいた
だきました。今後もみなさんに必
要な情報を効果的に届けられる
ように一層工夫していきます。

猫の管理に責任を持ちましょう

衛生環境係(中野区保健所)
☎(3382)6662 FAX(3382)6667

「猫に毎日ふんや尿をされる」「増えて困る」という相談が、保健所へ多く寄せられています。
適切に管理し、近隣の方に迷惑を掛けないようにしましょう。

猫を飼っている方へ

- 室内で飼いましょう。感染症やけがなど猫自身の危
険を防ぐ他、ふんや尿による迷惑を避けることができ
ます
- 身元表示をしましょう。マイクロチップや首輪の迷
子札で、逃げて見つかりやすくなります
- 不妊・去勢手術をしましょう。妊娠を防ぐだけでなく、
おとなしくなり室内飼いがしやすくなります

飼い主がない場合は

- 動物愛護管理法に基づいた、次の①～③の管理基準
があります。周辺地域の住民の十分な理解の下、生活
環境に配慮して「地域猫」として管理しましょう。
- ①不妊・去勢手術をする
 - ②ふんや尿を適切に処理する(トイレの準備など)
 - ③環境に配慮して餌を与える(置き餌はせず、食後は周
囲を清潔に)

近隣のみなさんもお協力を

地域猫活動は、ボランティアと地域が相互理解の上
で協力し、責任を持って取り組むことが大切です。区
報から、「中野区飼い主のいない猫対策ガイドライン」
をダウンロードできます(中野区保健所でも配布)。近
隣のみなさん、ご理解・ご協力をお願いします。
☆町会・自治会で取り組む地域猫活動には、区の助成制
度を利用できます

備えてますか ペットの防災用品

日頃から、非常用持ち出し袋にペット用の必需
品を用意しましょう。

- 例
- ・ペットフードと水(5日分)
 - ・ペット用の食器・首輪・トイレ用品 など